

平成 26 年 6 月 5 日

食品表示部会「第7回加工食品の表示に関する調査会」
における提案内容に対する意見

消費生活アナリスト 板倉 ゆか子

第7回調査会前日の最新の資料では、第5回において委員から出た要望や質問等に対する対応が十分されたものとは言い難いと感じています。

1. 製造所固有記号制度について

製造所固有記号制度が危害の拡大防止を図るために食品衛生法で義務化されたものということですが、制度がスタートしてから 50 年過ぎ、状況も変化しているので、再度、さまざまな点を考慮して検討を加えるべきです。また、提案者は、その際にそれなりの根拠を示して説得するべきだと思います。

危害の拡大防止については、まず、リコール制度の充実が必要です。実際に使われている製造所固有記号の数の把握がされなければ機能しない状態であるなら、それを効率的にどう改善するのか、いくつかの方策の費用対効果を示すべきです。

危害の拡大防止のためには、緊急時に簡単に原因食品の製造者名を突き止める他、その製造者で製造している同様の危険性のある商品の有無やその商品の販売者名、商品名、販売地域を把握する必要があります。

その際には、製造者固有記号だけでなく、製造ロット等の把握も重要になるので、製造所固有記号の廃止だけで制度が完成するとは思われません。

なお、この資料には、「副次的な効果として、商品を購入する消費者も、製造所の所在地情報を得ることができる。」と書かれていますが、製造所固有記号に関する手引き（Q & A）消費者庁食品表示課（平成 21 年 9 月）（平成 23 年 2 月一部改正）<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin11.pdf>に、問 2-2 として以下の回答が書かれています。

問 2 - 2 製造所固有記号を利用することにより、製造所が消費者には分かりませんが、どのようにすればよいでしょうか？

（答）

製造者及び製造所所在地の表示については、表示面積が小さいことにより全てを表示できないこと等を勘案して、例外的に製造所固有記号の表示に代えることができるとされています。そのため、消費者等から製造者及び製造所所在地についての問い合わせがあった場合には、すぐに回答できるよう、既に届け出ている製造所固有記号を一覧にまとめ、問い合わせ窓口にて備えておくなどの対応が必要です。また、問い合わせが多い場合には、インターネットなどの媒体を通じて、製造者及び製造所所在地を情報提供することも有効であると考えられます。

また、以前から乳等省令により製造者名に表示義務のあった商品群もあります。

なお、食品以外の飲食物である医薬品及び医薬部外品では、製造者名、販売者名が両方記載されています。

このようなことから、食品にも製造者名が書かれるべきと考える消費者がいるのは当然といえます。

しかし、消費者で製造所固有記号により代替されていることを把握している人はわずかと考えられ、2007 年 12 月から 08 年 1 月におきた中国産冷凍餃子事件や原発事故、国産冷凍食品の事故によりわずかず「販売者と製造者があり、製造者名が表示されていない」ことを知ることになったと感じています。

そこで、実際にどの程度が製造者名の表示を希望しているのかについて、インターネットで検索をしたところ、国民生活センター及び日本生活協同組合連合会で食品表示に関するアンケート調査の結果がヒットしましたので、その関連部分の画像を参考資料 1, 2 として次頁以下に貼り付けました。

2002年（平成14年）10～11月に調査された国民生活センターの国民生活動向調査では、「図3. 食品を購入する際に、価格や量目以外で重視する表示(全体)」では、「卸業者名等の流通業者名」が7.9%に対し「製造業者名」28.2%となっていますが、食品の表示に対する不満(全体)には、これらの選択肢がありません。

2005年10月に調査された日本生活協同組合連合会の食品の表示と保存方法アンケートをみると、購入時確認する表示としては、「メーカー名」は51%あり、「食品の表示に対する不満には販売者名だけで製造者名が書かれていないものがある」は31%で、不満の中では、真ん中より上に位置しています。

以上から、10年前であっても、消費者は、製造者名を販売者名よりは気にかけており、半数以上は確認しており、食品の表示に対する不満として「販売者名だけで製造者名が書かれていないものがあること」については、3割の人は不満があることとなります。

なお、第5回のこの調査会で、製造者名に関する国民生活センターでの苦情件数に話が及びました。国民生活センターで例年実施している国民生活動向調査から、消費者の苦情は最初は販売者や製造者が受け、そこで解決した場合には、各地の消費生活センターの窓口には届かないと推察しています。また、苦情はメディアの影響を多く受けます。ですから、数だけに注目するよりもどういった内容があるのかを知っておくべきだと思います。しかし、残念なことに製造者名や製造所固有記号についてはキーワードがありませんので、事例に掲載されたわずか数行の概要から全体像を把握するのは困難です。また、国民生活センターでは、メディアにはキーワードのない事柄でも数例の事例の提供をしますが、一般からの問合せには対応していません。しかし、前回事例を示してほしいと言われましたので、一般でも閲覧できるサイトを探し、国民生活センターのサイトの相談事例・判例 > 各種相談の件数や傾向 > 食品の表示・広告 [2014年5月30日:更新]の最近の事例から

・菓子類や缶詰類に、販売店名は表示されていても、製造者名の記載がないことがある。表示してほしい。

という事例を見つけました。

また、日本消費経済新聞に掲載された記事の中に記載された事例を参考資料3としてその画像を貼り付けました。

なお、国民生活センターのサイトにある消費生活相談データベース（PIO-NETより）は、キーワードによる検索が誰でも可能なため、この検索システムで得た情報を2010年12月発行の「最新版食品の適正表示マニュアル」に掲載したので、その画像を参考資料4として貼り付けてあります。

10年前より製造者に関心があると思われる現在、消費者が「製造したのは誰」という素朴な疑問に表示でどの程度答えるべきかは、このような情報から判断できていると思っています。

なお、表示義務化の際に、小規模事業者にとって、製造所固有記号の廃止にどのような難しさがあるかについては、十分に把握できておりません。制度を新しくしたり、変更するに際して、抵抗はつきものです。

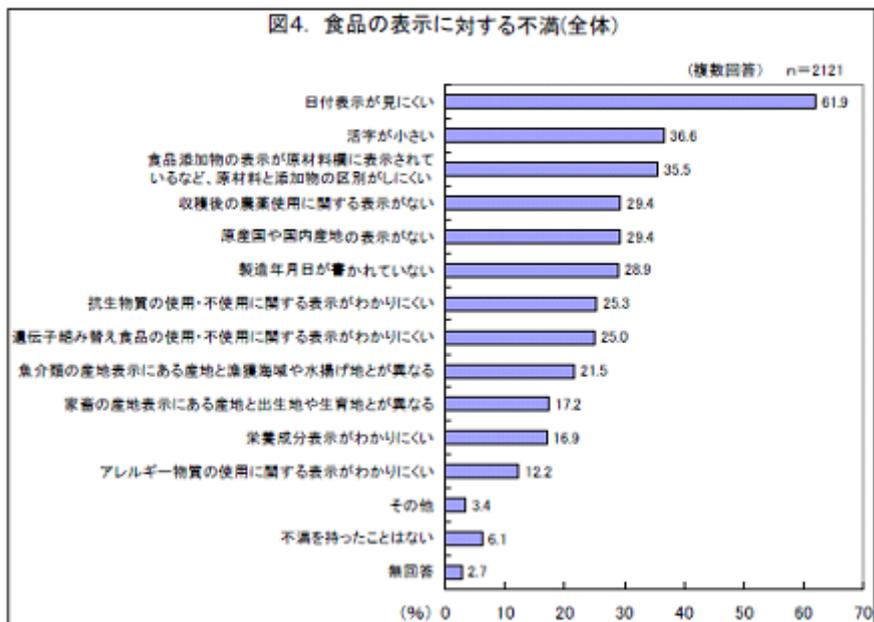
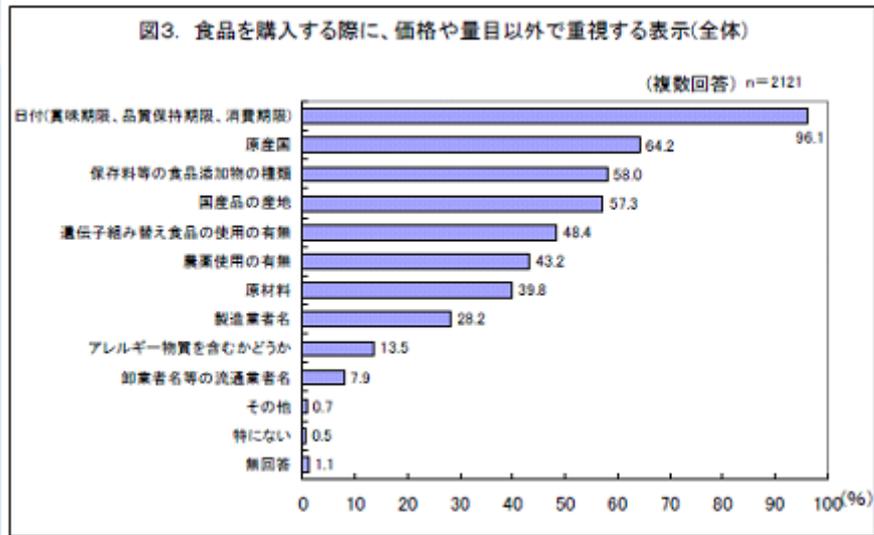
廃止によりどのようなデメリットがあるかについても、具体的な根拠を基にご説明戴きたいと思っています。なお、どこで作ったかという点については、残念ながら、消費者にどの程度の関心があるのかは、把握できませんでした。

参考資料1

平成15年年2月6日発表 国民生活センター第33回国民生活動向調査・要約
www.kokusen.go.jp/pdf/n-20030206_4.pdfより

〔調査の概要〕

- (1)母集団 政令指定都市および東京23区に居住する世帯人員2人以上の世帯の20歳以上69歳以下の“一家の中で、家庭生活の切り盛りと管理に責任を持つ女性”
- (2)調査対象数 3,000
- (3)抽出方法 層化二段無作為抽出法
- (4)調査方法 郵送法
- (5)調査時期 平成14年10月24日～11月26日



参考資料 2

生活データNEWS 2005年1月 日本生活協同組合連合会「食品の表示と保存方法アンケート」

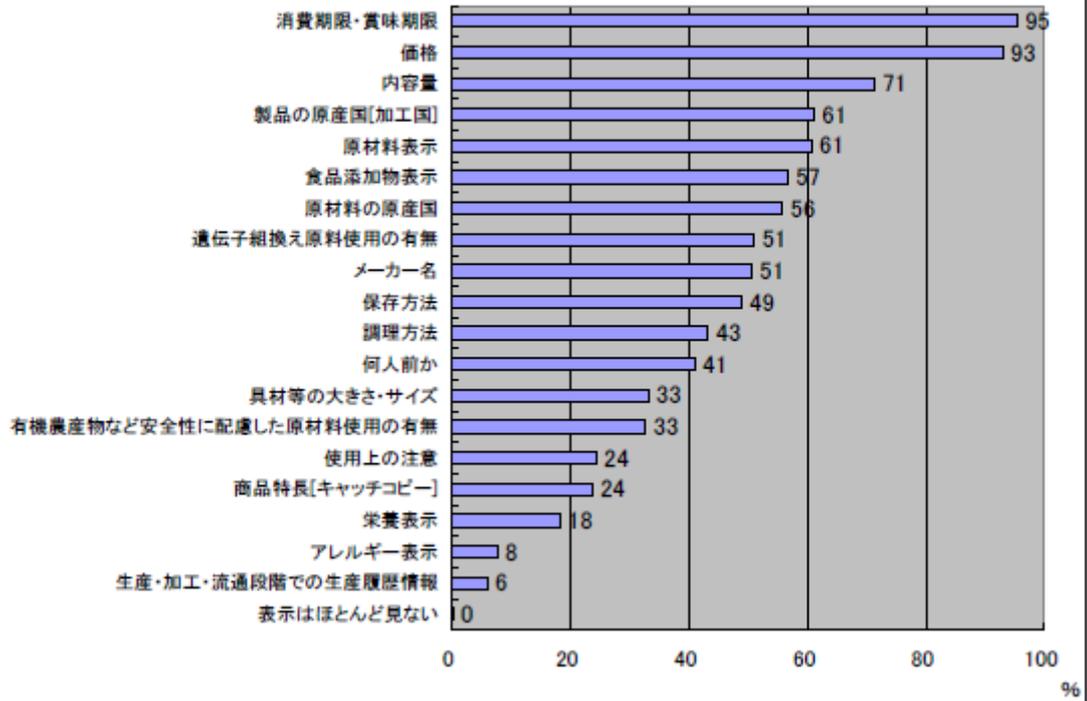
<http://prw.kyodonews.jp/prwfile/prdata/0127/release/200501133814/seikatsudata.pdf>

2.調査方法

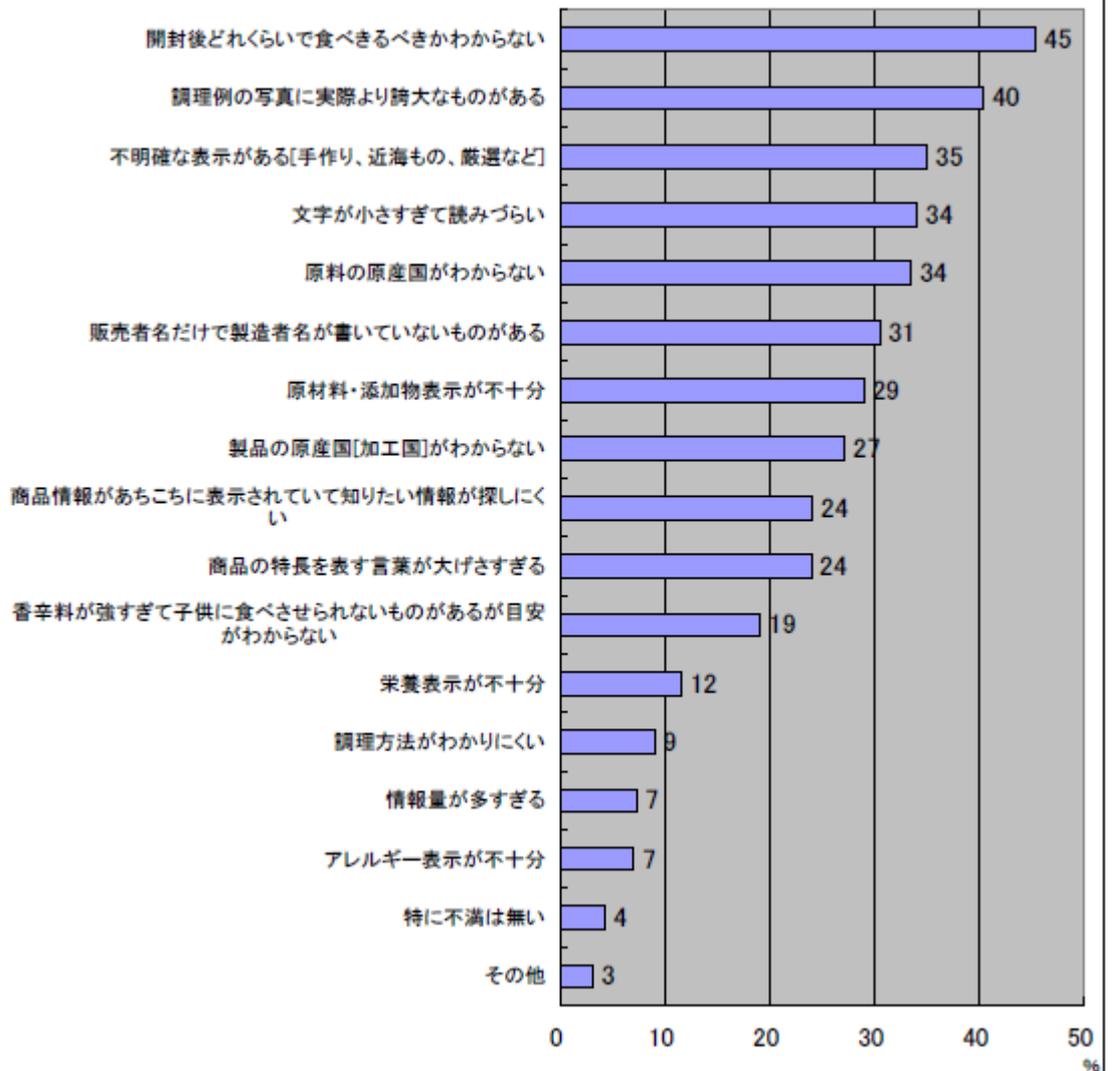
9 生協（いばらきコープ、とちぎコープ、コープぐんま、ちばコープ、さいたまコープ、コープとうきょう、コープしが、京都生協、大阪いずみ市民生協）のご協力をいただき、インターネット注文システム（eフレンズ）利用の組合員に、インターネットを通してアンケート調査を実施しました。

調査実施日は2004年10月6日～17日、有効回答者数は2,392人です。性別は、女性98.4%、男性1.6%。年齢分布は、20代5.9%、30代44.6%、40代31.3%、50代14.9%、60代以上3.4%でした。

購入時確認する表示



食品の表示に対する不満



参考資料3

日本消費経済新聞 201404.25 第3面より

<p>「どれが記号が分からない」 「信用度低い」「不親切」</p> <p>国民生活センターによると、全国の</p>	<p>消費生活センターには、製造所を知りたいという相談が、アクリフーズ群馬工場での農薬混入事件が起こる前から寄せられている。</p> <p>「コンビニのPB商品のみそを買ったが製造者名がなくお客様窓口にお問い合わせしたところ、商品への表示は販売者だけで足りると言われた。これでもいいのか」(12年11月、近畿地方の60代男性)、「スーパーのPB商品に製造者の連絡先の記載がない。産地を確かめるために販売者の連絡先だけしか書いていないのは信用度が低い。改善してほしい」(13年6月、四国地方男性、年代不明) など。</p> <p>アクリフーズ群馬工場事件後の相談</p>	<p>では、「購入した焼きそばと緑茶に販売者は書いてあるが製造者が書かれておらず、どこで作られたか分からない。この表示は不親切ではないか」(14年2月、南関東地方の60代女性)、「スーパーで冷凍食品を購入したが、商品のどこを探してもメーカー名も販売会社名も記載がない。製造者が知りたい」(14年1月、近畿地方の70代男性) など、継続して製造所の記載を求める消費者の声が寄せられている。</p> <p>事件直後には、「問い合わせたいが製造者が分からない」「返品対象かもしれないが見つかる方法が分からない」「どの部分が製造所固有記号か分からない」などの問い合わせがあった。</p>
---	--	---

参考資料4

最新版食品の適正表示マニュアル 278頁 2010年12月29日発行 (株)サイエンスフォーラム

<p>278 ● 第1節 消費者から見た表示の問題点</p>
<p>7.3 製造者に関する事例</p>
<p>・かりんとうの外装表示にある販売業者に製造元を問い合わせたが教えてもらえなかった。問題ないか。 ・近所の生活共同組合で購入する商品は製造元の表示がない。販売業者の名称があるだけだ。許されるのか。 ・海外産健康食品を購入。輸入販売元は原産国表示のみならず製造工場や原料について詳しい情報を伝えるべき。</p>

2. アレルギー表示の制度について

アレルギー表示の制度について、提案をされるなら、まず、現在、どのような食品に表示義務があるのかを示すべきです。

アレルギー物質を含む加工食品の表示ハンドブック(加工食品製造・販売業のみなさまへ)には、アレルギー表示のために必要な知識として表示の範囲が示されています(次頁参考資料5)。それが問題ないかどうかとも考慮すべきです。

「野菜、果実、鮮魚介類等の生鮮食品(細切、乾燥等簡易な調理、加工のみが施された食品を含む。)に保存料、酸化防止剤、殺菌剤、防虫剤、被膜剤等の添加物を食品の保存の目的で使用、添加した場合であっても当該食品は、生鮮食品としての要件を欠くとは考えられないので加工食品とはみなされない。」【生鮮食品に添加物を使用した場合の標示について(昭和45年8月1日環食第330号)】という通知から、生鮮品であっても、包装されていても、食品添加物でアレルギー物質由来の殺菌剤等が使用されたとしても、表示義務はないと考えられることで、問題が起きる可能性はないのでしょうか。

また、現在のアレルギー表示で、問題といわれている点については、ヒアリングで浮かび上がった結果だ

け、記述がされていますが、アレルギー表示の対象が特定品目だけなのか、あるいは推奨品目も含まれているのかわかりにくいという点については、表示で改善すべき点はないのでしょうか。

また、アレルギー物質の（ ）内の表示の順はアレルギーの由来になる原材料の多い順に並んでいると思っ
ている患者の方がおいでのようですが、アレルギー表示の順番は決まっていないことは、どこかに明記さ
れているのでしょうか。

さまざまな問題点の全体像を把握してから、重要で早急に変更を要するところから議論に入るべきだと感
じています。

参考資料5

アレルギー物質を含む加工食品の表示ハンドブック（加工食品製造・販売業のみなさまへ） 5頁

2 アレルギー表示のために必要な知識

(1) 表示の範囲

表示の対象となるものは、容器包装された乳、乳製品、乳等を主要原料とする食品、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示に関する内閣府令第1条第1項に定める食品等（酒精飲料を除く）です。流過程のものにも表示を義務付けているので、注意が必要です。

参考

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示に関する内閣府令第1条第1項

- ① マーガリン
- ② 酒精飲料（酒精分1容量パーセント以上を含有する飲料<溶解して酒精分1容量パーセント以上を含有する飲料とすることができる粉末状のものを含む>をいう）
- ③ 清涼飲料水
- ④ 食肉製品
- ⑤ 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び鯨肉ベーコンの類
- ⑥ シアン化合物を含有する豆類
- ⑦ 冷凍食品（製造し、又は加工した食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品、魚肉練り製品、ゆでだこ及びゆでがにを除く）及び切り身又はむき身にした鮮魚介類（生かきを除く）を凍結させたものであって、容器包装に入れられたものに限る）
- ⑧ 放射線照射食品
- ⑨ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品
- ⑩ 鶏の卵
- ⑪ 容器包装に入れられた食品（前各号に掲げるものを除く）であって、次に掲げるもの
イ：食肉、生かき、生めん類（ゆでめん類を含む）、即席めん類、弁当、調理パン、そうざい、魚肉練り製品、生菓子類、切り身又はむき身にした鮮魚介類（生かきを除く）であって生食用のもの（凍結させたものを除く）及びゆでがに
ロ：加工食品であって、イに掲げるもの以外のもの
ハ：あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも、りんご
- ⑫ 別表第1の上欄に掲げる作物である食品^(*)及びこれを原材料とする加工食品（当該加工食品を原材料とするものを含む）
- ⑬ 保健機能食品
- ⑭ 添加物

(*) 大豆（枝豆及び大豆もやしを含む）、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ

なお、次のア〜ウのいずれかに該当する場合には、表示義務はありませんが、できるだけ表示するよう努めて下さい。

ア. 食品の容器包装ではなく、運搬容器（通い箱）と見なされる場合

イ. 注文を受けたその場で飲食料品を製造し、もしくは加工し、一般消費者に直接販売する場合（対面販売、量り売り等）

ウ. 容器包装の表示可能面積が30cm²以下のもの

【 ※ 法的に表示義務はありませんが、被害の重大性を考えると極力、表示すべきです。また、同様の理由から対面販売や量り売りの場合で、消費者から原材料等の質問を受けたときにも、説明できることが求められます。】